

令和7年12月18日

宗像市議会
議長 岡本 陽子 様

総務常任委員会
委員長 新留 久味子

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を報告します。

記

- 第89号議案 宗像市一般職の職員の給与に関する条例及び宗像市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について**
第90号議案 市長等の給与及び旅費に関する条例及び宗像市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

この2議案は、令和7年の人事院の職員の給与の改定に関する勧告を受け、条例の一部を改正するものである。関連があるため、一括して審査を行った。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 職員の全体的な給与の引上げを行う。高校卒業者の初任給は1万2,200円の引上げ、大学卒業者の初任給は1万2,000円の引上げ、行政職給料表は平均で3.4%の引上げとなる。
- 2 一般職の期末手当及び勤勉手当を令和7年12月は0.025月分引き上げ、令和8年度以降は6月と12月をそれぞれ0.0125月分引き上げる。再任用職員及び任期付短時間職員の期末手当及び勤勉手当も、同様に引き上げる。
- 3 三役及び議員の期末手当を令和7年12月は0.05月分引き上げ、令和8年度以降は6月と12月をそれぞれ0.025月分引き上げる。なお、宗像市特別職報酬等審議会からは、三役の給料の額を平成17年の減額前に復元すること、三役及び議員の期末手当は、指定職俸給表の適用職員と同一の支給割合を適用し、令和7年人事院勧告に伴い引き上げることという答申を受けているが、今回は三役の給料の引上げは行わず、期末手当のみの引上げとした。
- 4 会計年度任用職員を含む職員分は給料等合計で2億2,672万9,000円、三役分は期末手当で22万1,000円、議員分は期末手当で53万9,000円程度の増額になると試算している。

[第89号議案]

【意見】

(賛成意見)

- ・物価高騰の中で、人事院勧告に伴って給与を引き上げることは妥当であると考える。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

[第90号議案]

【意見】

(賛成意見)

- ・物価高騰の中で、議員や三役についても生活基盤の確保の点で、人事院勧告に伴う引上げは必要である。また、減額していた三役の給与等についても、折を見て復元してほしい。

(反対意見)

- ・三役の給与や議員報酬等は、国民の平均年収と比べれば高額である。これ以上の引上げは、物価高騰が続く中で賃金上昇が追いつかずの厳しい状況に直面している住民の理解は得られないと考える。
- ・宗像市特別職報酬等審議会を経て、給与や議員報酬の改定を検討したことは評価する。しかし、そもそも人事院勧告は議員報酬に反映させるべきではないと考える。

【審査結果】

委員会は、可否同数となったため、委員長裁決で否決した。

第91号議案 宗像市職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について

職員の柔軟な働き方を実現することを目的として、フレックスタイム制度を導入することに伴い、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 フレックスタイム制度を導入するに当たり、以下のような改正を行う。
 - (1) 単位期間について、週を単位として1週間から4週間を超えない範囲内で選択できるようにする。なお、1週間当たり38時間45分の勤務時間は変わらない。
 - (2) 勤務時間を7時00分から20時00分までの範囲内で選択できるように変更し、必ず勤務しなければならないコアタイムを10時00分から15時00分までと定める。
 - (3) 週休日について、土曜日及び日曜日に加え、1週間に1日を限度に追加で設定できるようとする。
 - (4) 現行の休憩時間は45分だが、1日の勤務時間が8時間を超える場合は、別途15分追加し、60分とする。
- 2 令和7年5月から試験運用を開始し、11月末現在で24部署がフレックスタイム制度を導入している。育児や介護、自己研さんの時間が取りやすくなったなど、職員の評価もおおむねよいことから令和8年1月から本格的に導入する。なお、フレックスタイム制度の活用に当たっては、所属長が調整しながら実施することとしており、制度導入によって市民サービスが低下しないよう適切に管理する。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第92号議案 財産の取得について

移動式排水ポンプ及び積載車両を購入するため、物品売買契約を締結するに当たり、宗像市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1 取得する財産の種類等

移動式排水ポンプ等

2 取得価格

6,198万5,000円（うち消費税及び地方消費税相当額 563万5,000円）

3 契約の相手方

福岡県北九州市小倉南区沼本町3丁目1-1

株式会社福岡トーハツ北九州営業所

所長 山形 正彦

4 履行期間

議決した旨を通知した日の翌日から令和9年2月26日まで

5 契約の方法

随意契約

6 随意契約の理由

本市に防災用品または消防ポンプで業者登録をしている全事業者に調査した結果、仕様を満たす製品を取り扱っており、指定する納期までに納入可能な事業者が1者に限られたことから、随意契約とする。

7 その他

令和7年5月に納入した同型の移動式排水ポンプ等は、同年8月の大河川氾濫時に田久地区、田熊地区での災害対応において、それぞれの地域で最大約1,800トンの雨水を排水し、道路冠水の早期解消に寄与した。こうした使用実績を踏まえ、移動式ポンプ等を追加購入する。なお、ポンプの設置、積載がより安全で容易に行えるように、今回購入する積載車両には新たにクレーンを追加搭載する。

【意見】

(賛成意見)

- 今後も引き続き、あらゆる災害を想定した備えを行ってほしい。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。